

福博電車株式会社労働争議 第二報

九月十五日一應解決せる福博電車株式会社労働争議の解決条件
中別紙保留の項目に對する双方の折衝状況左の通り
九月十六日午後五時十分より保留項目中最底賃金壹圓貳拾錢制
定に關し會社樓上に於て従業員代表西野鐵雄外十二名と會社側
内田常務取締役、高田營業課長等と會見折衝したる處會社側は
保留事項の解決する迄は争議は緊争中なるを以て會社としては
早急なる解決を希望する、從つて最底賃金の一項だけでなく
保留事項全部を明後十八日午前十時相談する事にして解決した
いが如何との回答あり従業員も之を諒とし約七分間に引揚げ
たり
九月十八日先づ會見に先立ち所轄西新署に在りては事態を重視
し双方代表者を別個に招致し時恰も防空演習直前なると且つ滿

洲事變五週年にて各行事が舉行され居る際とて特に自重して問
題に當る様警告を發したり。

かくて同日午前十一時過ぎ會社樓上に於て従業員側十名が會社
側内田常務と會見したのであるが會社側は即座に保留五項目は
承認出來ず、然し二十才以上の男子にして會社所定の教習を受
けたる者には初任給壹圓（從來は單に慣行なりしを今回正式に
決定）を支給す、其の他は會社側の誠意に一任されたしとの回
答ありたる爲従業員側は直ちに別室にて協議を重ね再び常務と
會見し一般従業員に關りたる上態度を決定すべく交渉したるも
會社側は従業員代表たる以上一般と關る必要を認めずとて強硬
なる態度を持つて盡みたる爲再び代表は協議を開き引續き第三
回の會見をなしたるが會社側態度依然強硬にて譲歩せず従業員
代表は已むなく争議費用會社負擔の實行を申出たる處明確書の